

本案ハ昨午二十回大會復議イシテ提出シ其對議ニ爲ニ悉結

議中 山 本二三

一八 労働青年同盟部ニ于スル

論 一 本二三

中央委員會ニ提出シ其大體イハ以テ對議スルコト

實行方式ノ

意ニス

ノイアムヨクテハ其後ヤクニ其ノ一ノ人ニ對シテ是ノ意ニ對シテ其ノ  
議ハ總シテ其ノ意ニ對シテ其ノ一ノ人ニ對シテ其ノ一ノ人ニ對シテ其ノ  
此迄事ニモモトメテ其ノ一ノ人ニ對シテ其ノ一ノ人ニ對シテ其ノ一ノ人ニ對シテ  
及ハ其ノ意ニ對シテ其ノ一ノ人ニ對シテ其ノ一ノ人ニ對シテ其ノ一ノ人ニ對シテ  
昔々ノ數種ノ改善スルコトハ其ノ一ノ人ニ對シテ其ノ一ノ人ニ對シテ其ノ一ノ人ニ對シテ

論 一 本二三

一 労働青年同盟部ニ于スル

財団法人労働青年同盟部

財団法人協調會大阪支所

會方開カレテ其ノ經濟ハ政治方面ニ於テ果敢ナル青年同盟  
ヲ結成スルニ其ノ意ニ對シテ其ノ一ノ人ニ對シテ其ノ一ノ人ニ對シテ其ノ一ノ人ニ對シテ  
ナラナイ社會的イデオロギードナクテハナラナイ此意味ニ於  
テ我々ノ意ニ對シテ其ノ一ノ人ニ對シテ其ノ一ノ人ニ對シテ其ノ一ノ人ニ對シテ  
同盟ヲ結成シタメテ其ノ一ノ人ニ對シテ其ノ一ノ人ニ對シテ其ノ一ノ人ニ對シテ  
實行方法ヨリ取リ置テ其ノ一ノ人ニ對シテ其ノ一ノ人ニ對シテ其ノ一ノ人ニ對シテ

中央委員會ニ任高職ヲ付シ其ノ一ノ人ニ對シテ其ノ一ノ人ニ對シテ其ノ一ノ人ニ對シテ  
滿場一致可決

一九 紡績労働者保健ニ于スル件

説明者 荒 木 三彌三郎

深夜業廢止ニ由リテ其ノ一ノ人ニ對シテ其ノ一ノ人ニ對シテ其ノ一ノ人ニ對シテ  
收者ノ増加ニ由リテ其ノ一ノ人ニ對シテ其ノ一ノ人ニ對シテ其ノ一ノ人ニ對シテ  
カ採用セシ業廢止更家庭ニ歸ルト種々ナル障害ヲ受ケテイル關  
係上安眠ヲ取ル其ノ他食事時間ガ短イ等々不規則ナル生活ヲ